

〈研究ノート〉

発達障害幼児および「気になる」子どもへの 支援方法の検討 —保育におけるコンサルテーションの活用に着目して—

打浪文子

(2017年9月30日受理)

要旨

発達障害児を含めた特別なニーズを有する子どもや、保育者にとって「気になる」子どもの保育とその保護者への支援は、保育における現代的課題の一つである。本稿では、保育者が保育の場で「気になる」要素について、先行研究に基づき考察した。それらを踏まえ、諸障害を有する子どもや保育者にとって「気になる」子どもへの具体的な支援や対応を行う際に「保育におけるコンサルテーション」を有効に活用することに着目し、そのあり方について先行研究と筆者の実際のコンサルテーションの経験に基づいて考察し、今後の検討課題を導出した。

キーワード 発達障害、特別支援教育、障害児保育、インクルーシブ、巡回相談

1. 障害を有する子どもに関する教育・保育の動向

2005年の発達障害者支援法の成立と施行により、発達障害児の早期発見および早期からの療育の方向が目指されることとなった。さらに、文部科学省による2007年の特別支援教育の推進に関する通知により、個別の教育支援計画を作成することや専門職・専門機関との連携の拡大による、さまざまな障害やニーズを有する幼児・児童・生徒に対する支援体制である「インクルーシブ教育システム」の構築が目指された。ついで2008年の保育所保育指針および幼稚園教育要領の改訂では、障害のある子どもたちに個別の教育支援計画の作成が明記された。さらにその後、「障害者の権利に関する条約」の批准を目指し、国内諸法が整備された。条約は2014年に批准されたが、その前後に成立した障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法といった諸法は、障害児・者の教育・保育および福祉において、彼らの諸権利を保障するための理念として重要な指針となっている。

全国保育協議会の調査結果(2017)によれば、障害児保育を実施している施設は、保育施設全体の76.6%を占める。また、障害児保育の対象ではないが特別な支援が必要な子どもが「いる」と回答した施設は、障害児保育を実施する施設の79.4%(全回答施設の60.8%)となっている(全国保育協議会、2017)。このように、発達障害児を含めたさまざま

1

まなニーズを有する子どもや、保育者にとって「気になる」子どもの保育とその保護者への支援は、保育の現場での現代的課題の一つであるといえよう。

さらに、特別支援教育では「インクルーシブ教育システム」の推進が謳われているように、一人ひとりに応じた指導や支援および環境調整を行いつつ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ仕組みを作ることが求められている。すなわち、インクルーシブな保育・教育実践と、子どもの多様性に対応できることの両方が保育者に求められているのであり、保育者の高い専門性が必要とされているのである。

こうした現状と社会的な動向に際し、各障害児の保育・教育の具体的な知見の蓄積、適切な支援、教育現場における合理的配慮の提供等に関する研究は増加しつつある。また、「障害児」だけでなく、集団保育において保育者が「気になる」子どもたち、多くの場合が何らかの特別なニーズを有する子どもたちに関する課題を取り扱う研究も増えつつある。しかし、障害児への保育・教育に関する知見や「気になる」子どもたちへの支援方法が多く検討されているにもかかわらず、保育現場には対応に苦慮する声が多いままである。障害児・者の生活の背景となる諸法の成立や制度化、権利擁護の理念の普及が進む一方で、障害のある子どもが十分に保育や教育を受けられるための合理的配慮、およびその基礎となる環境整備や支援方法の検討は決して十分とはいえない。

そこで本稿では、発達障害幼児を中心とする「気になる」子どもに関する保育者の観点および研究動向を概観し、子どもに対して保育者が感じる困難性について考察する。障害児への対応や「気になる」子どもへの支援方法の検討の場である保育におけるコンサルテーションに着目し、巡回相談やコンサルテーションを通じた様々なニーズを有する子どもへの支援方法と、保育におけるコンサルテーションの有効な活用法に関する諸研究を整理する。そのうえで筆者のコンサルテーションの経験を照らし合わせつつ考察し、今後の課題を明示することを試みたい。

2. 保育者にとって「気になる」子ども

2.1 「気になる」子どもとは

障害児保育の体制が整備され始めた1970年代より、統合保育の中でさまざまな子どもを受け入れる機会が増加した。同時に、障害児保育の中で各障害を有する子どもたちへの具体的な保育のあり方が追究される傍らで、「障害児」ではないが保育者にとって「気になる」要素を有する子どもたちの存在への着目が見られるようになる。例えば、『くちよっと気になる子ども(たち)』(西野、1986)という著作や論題など、「気になる」という用語を冠したものが現れはじめたのは1980年代からである(若山、2017)。

その後の時代の変遷に伴い、社会および価値観の多様化が進むにつれ、「気になる」という概念はさまざまなものを内包するようになった。いわゆる障害に類似する諸傾向を有する子どものみならず、障害ではないが集団保育においては際立った特徴を有する子ども、家庭環境に難しさを抱える子ども、さらにはそれらの複合的な要因を有する子どもなど、〈「気に

なる」子ども」という概念および表現の使用は多岐にわたる。この概念や表現は現在に至るまで明確な定義はなく、非常に多義的な意味を有しているとされる(横山、2016)。そこで、「気になる」子どもについて言及したものや、定義したものについて以下で概観してみたい。

本郷(2010)は、「気になる」子どもについて、「知的な面での顕著な遅れはない」ものの、「他児とのトラブルが多い」「多動である」「注意がそれやすい」「ルールを破って自分勝手にふるまう」などの特徴をもつと述べている。また、「発達障害と共通した特徴が認められるが、はっきりとした診断がついておらず、保育者がその子どもに対してどのように関わってよいか戸惑う子ども」(藤井ら、2010)とするものもある。また、保育者らが「気になる」子どもをどうとらえているのかについて調査した研究も散見される。久保山ら(2009)は、幼稚園や保育所にて保育に携わる保育者らへのアンケート調査の結果から、発達の遅れやアンバランスさ、構音や吃音と言った音声言語やアイコンタクトなどのコミュニケーション、落ち着きのなさや集中力の欠如の3点が保育者の気になる点の上位項目であることを明らかにしている。さらに、幼稚園教諭は子どもの発達状況を気にする傾向が、保育所の保育士は全体的に子どもの日常生活を気にする傾向があることを示している。以上より、「気になる」子どもとは、発達障害等の諸障害の要因に類似する傾向を有する子どもだけでなく、「障害」において必ずしも定義されない特徴を有する子どもや、コミュニケーションの齟齬等の「子ども同士の社会性」に起因するトラブルを起こしやすい傾向を有する子どもといった、発達面や生活面での遅れやアンバランスさを有する子どもであるといえる。

また、「気になる」子どもを保育者の主観の問題としてとらえるものもある。本荘(2012)は、「気になる」子どもは保育者の主観として保育の技量がないゆえに気になる側面が意識されることや、クラス運営におけるルールの枠から逸脱する子どもを「気になる」子どもとして見てしまうことへの批判的な問題意識を記している。集団の中で子どもが上記のような特徴を示すことに加え、クラス運営や集団保育と個の調整が難しい場合にも、こうした子どもたちが保育者にとって「気になる」存在として浮かび上がっていることが推測されよう。ゆえに、文化や言語といった属性に起因して集団保育にそぐわないと保育者に感じられる子どもや、家庭環境などの諸要因からさまざまな問題行動を起こしていると感じられる子どももまた「気になる」という概念の中に含まれると考えられる。そして、こうした子どもたちの保育において個別具体的な対応が必要となることが、多くの保育者らに自覚されている。

2.2 障害児および「気になる」子どもに関する先行研究

近年、「気になる」子どもを冠した著作や論文は増加傾向にある。これらの「気になる」子どもに関する先行研究を整理した近年の文献を取り上げ、現在の傾向と課題を考えたい。

本荘(2012)は、「気になる」子どもをめぐる研究動向を以下の5分類に整理している。①発達の観点、チェックリストについての研究、②「気になる」子どもの周りの環境についての研究、③保育者のかかわりについての研究、④保護者・保育者への支援についての研究、⑤支援体制の在り方、他機関との連携についての研究、である。

また、中山(2015)では、「気になる」子どもを巡る諸研究を、「子どもへの保育内容・

支援」「保護者支援」「保育者支援」の3つの観点から整理し、それぞれの課題を明らかにしている。「子どもの保育内容・支援」については、日常の保育の効果を保障する研究成果が必要であること、集団性と個への支援の両立の難しさに向き合って組織的あるいは個人的要因を明らかにすることが必要と述べている。「保護者支援」については、保育者が「気になる」要素として感じられるものを保護者にどう伝えるかに関する追究の蓄積の浅さを挙げて、保護者と保育者の認識のずれの解消が課題であるとする。また「保育者支援」としては、巡回相談やコンサルテーションの体制づくり、コンサルテーションのプログラムの開発と効果測定必要性、保育者の心理的負担やその変容プロセス、職場内サポートのあり方等を課題として指摘している。

さらに、若山(2017)は1982年から2016年までの「気になる」子どもの研究動向を年代別に分けてその変遷を整理している。「気になる」子どもに関する初期(1980年代～1990年代)の研究では「障害」という用語はほとんど用いられておらず、子どもの「気になる」要因の追究と解決を試みる関係論的研究が多いこと、1990年代は特に「保育者の視点」が強く作用する研究が多く、保育者の子ども観を問うものや、保育者と子どもの関わりの省察が多い傾向があることが明らかになっている。また、2005年の発達障害者支援法の施行で発達障害の早期発見と早期療育が謳われ、さらに2008年の幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂による個別の教育支援計画の作成が求められるようになった背景から、「気になる」子どもを発達障害的な観点からとらえる「属性還元論」的な立場からの研究の増加を若山は指摘している。加えて2013年以降は、発達障害等の属性との関連を示唆しながらも、保育者側に再び着目する研究が増加していることも指摘している。

本荘(2012)と中山(2015)の分類には項目の差こそあれども、子どもに着目した研究、保育者に着目した研究、保護者に関する研究、支援体制に関する研究といった体系的な各分類の共通性と、それらにおける今後の知見の統合が大きな課題として浮かび上がってくるといえる。支援体制の構築は、特別支援教育の「インクルーシブ教育システム」の構築や巡回相談の体制の確立といった、より社会的な課題と関連して提起する必要がある。また、若山(2017)の分類を踏まえて考えると、発達障害の諸要素や保育者にとって「気になる」点の抽出は保育者の判断によることが多いことから、結果として保育者に着目する研究やその関係性を省察するものが増加していると考えられる。

3. 障害児や「気になる」子どもの支援方法

4

3.1 保育におけるコンサルテーションに関する先行研究の動向

障害児保育や「気になる」子どもに関する研究が増加したのは1980年代以降であることを前章で確認した。現在もこれらの研究は増加傾向にあるが、この背景には発達障害幼児や「気になる」子どもといった、特別なニーズを有する子どもたちの支援のための巡回相談が制度として広く普及したことや、障害児保育を取り巻く環境や社会状況の変化がある(三山、2013)。

各自治体等で障害児・者への教育・福祉の制度の充実が図られるようになった現在、巡回相談等で行われる援助の形態である、保育におけるコンサルテーションのあり方を問う研究もまた増加している。保育におけるコンサルテーションとは、外部の専門家（コンサルタント）と、幼稚園教諭や保育士といったコンサルテーションを受ける側（コンサルティ）が互いに協働しあい、保育現場の諸課題の解決や、援助の方法の検討、保育者の保育技能や援助技術、および保護者支援に関する知識や援助技術の向上等を目的とするものである（浜谷、2002）。そして、保育者を支援することは、子どもに対して間接的支援を行うことでもある（同上）。浜谷（2002）によれば、保育におけるコンサルテーションによる支援は、大まかに以下の7つに分類できるとされる。a 保育実践への支援、b 保育者間の組織化への支援、c 保育者と保護者の協力への支援、d 保育者と専門機関との連携への支援、e 行政への要求の支援、f 保育者の力量形成への支援、g 保育者の心理的安定への支援、の7項目である。

障害児などの特別なニーズを有する子どもたちのための保育におけるコンサルテーションには、①特定の事例に焦点を当てた「問題解決型」、②複数のもをを対象とする「研修型」、③組織への援助的介入を行う「システム介入型」の3つの様式があるとされ、現在多くの自治体で実施されている巡回相談は①にあたりとされる（重松、2014）。ゆえに、保育におけるコンサルテーションの進め方や効果についての研究は①の相談員の立場からの言及が多い。例えば阿部（2015）は、気になる子どもの変容を促すことを目的とした協議主体型の問題解決志向性コンサルテーションを開発して実践し、コンサルテーションが保育に及ぼす効果を検討している。コンサルテーションにより対象児の気になる行動（他害行動）が減少したこと、そしてそれらが保育士にとって対象児の成長として認識されたこと、保育士らが支援シートを記入することで具体的な支援方法と保育改善の視点を得られたこと、保育士らが主体となって問題解決を目指すコンサルテーションが保育士の専門性の向上につながったことを明らかにしている。阿部によれば、保育士らが気になる行動観察データ化のスキル、気になる子どもの行動をメッセージとして捉えるスキル、具体的な支援方法のプランニングスキル、これらを活用し自らの考えを言語化するスキルが向上したとされる。この研究を通し、阿部はコンサルテーションの実施に際し、協議運営における外部専門家への依存に繋がらないことを課題として挙げている。このように、実際のコンサルテーションにおいて、専門家に依存するのではないコンサルタントとコンサルティのよりよい協力・連携の関係性の構築のあり方は、今後の追究すべき課題であるといえよう。

3.2 保育におけるコンサルテーションのあり方に関する考察

前項で保育におけるコンサルテーションはコンサルタント側からの追究が多いことを述べた。一方で、保育者のコンサルテーションの受け止め方等を検討したものは少ないという指摘がある（藤井、2015）。

藤井（2015）は、保育におけるコンサルテーションのあり方として、①園長や主任同席の下での担当保育者と巡回相談員の個別相談方式コンサルテーション、②午睡時間帯に実施する担当保育士以外の多数の保育士が参加する事例検討会方式（保育カンファレンス）の2

つのタイプについて、それぞれのメリット及びデメリットを整理している。藤井は、事例検討会方式のコンサルテーションの意義として、子どものトータルな理解を促せることや、園全体で共通理解をもった対応を促せることを挙げるが、一方で話し合いが進みにくいというデメリットを挙げている。また、藤井は同調査で、経験年数の長い保育者が個別相談方式を望ましいと考えていることを明らかにしている。

これらの点について考えてみたい。筆者は実際に②の事例検討会方式での保育カンファレンスを担当した経験を有するが、その大きなメリットは藤井の先行研究で示されている2つの意義が確認できるものであった。発達障害幼児および各障害児の状況確認と対応方法の検討に加え、てんかんやI型糖尿病を有する幼児への対応方法の周知など、園全体で共有すべき点が多く話題に挙げられることとなった。また、対象児の家庭事情等や保護者の保育者へのコミュニケーションの特徴など、昨年度の担任等からの対応に関する情報提供などが、事例の原因追及や対応への方針の検討の際に大いに役立った。藤井は同研究において事例検討会でのコンサルテーションを行った後に個別相談を設ける進め方が望ましいと考察しているが、継続的にコンサルテーションが実施される場合には両方のメリットを取り入れつつ必要に応じて選択できるようにすることにより、効果的なコンサルテーションが実施できるものと考えられる。また、同研究でコンサルテーションが保育者の実務の負担とならないようにしてほしいというニーズが指摘されているように(藤井、2015)、各幼稚園・保育所等の保育者らの勤務状況や発達障害児の在籍状況と保育者の保育困難感を事前に調査するなど、各園の状況に合ったコンサルテーションのあり方を提案すること自体が、保育におけるコンサルテーションの重要な役割の一つとなりえるだろう。

また、先行研究で指摘が十分ではない点としては、保育におけるコンサルテーションが「保育者の心理的安定感」に大きく寄与する点を挙げておきたい。筆者が月1回～隔月に1回程度の頻度で複数年にわたりコンサルテーションを実施した園においては、障害の診断を有する子どもだけでなく、保育者らが普段から意識している「気になる」事例や、子どもたちの名前や行動が回を重ねる度に新たに挙がるようになった。また、「気になる」対象児の行動や特徴、年齢の幅も拡大した。さらに、発達性吃音を有する子どもの症状や、てんかんを発症した幼児の具体的な対応のみではなく、幼児らが在籍するクラス全体の理解に関するクラス運営に関する議論などが増加した。3.1にて述べた保育におけるコンサルテーションによる支援の中にも「保育者の心理的安定への支援」の項目がある。また、浜谷(2016)では、コンサルテーション時の見立て自体は失敗していても、担当保育士の心理的な後押しとなったことで子どもへの対応が改善した事例が挙げられている。障害のある子どもたちの保育は、保育者の専門性を問われる場面が多いものであるが、保育者の心理的安心感が基盤となって、問題意識の拡大や多角的な視点の獲得や、集団と個への対応への能動的な検討に繋がっていくと考えられる。保育におけるコンサルテーションは、幼児らへの間接的支援の意義に加え、保育者らへ支援のみならず、保育者のエンパワメントとして機能していることが示唆されよう。

4. まとめと今後の課題

本稿では、保育者が保育現場で「気になる」要素について先行研究に基づき考察した。それらを踏まえ、諸障害を有する子どもや保育者にとって「気になる」子どもへの具体的な支援および対応策として、巡回相談および保育におけるコンサルテーションを有効に活用することに着目し、そのあり方について先行研究および筆者の実際のコンサルテーションの経験等に基づいて考察した。

今後追究すべき課題として3つを述べておきたい。まず、より効果的なコンサルテーションのあり方の追究が必至である。3.1ではコンサルテーションの開発と効果の検証を「子ども」を通して行っている先行研究(阿部、2015)を示したが、3.2の考察において、保育者の子どもの受け止め方の多様化や保育者の後押しとなるようなコンサルテーションが重要であることを示した。保育におけるコンサルテーションは、子どもおよびコンサルティである保育者、そしてコンサルタントである専門家の関係性の上に成り立つものである。子どもの問題行動に関する議論のみならず、コンサルティとコンサルタントとの関係性の成立など、複合的な構成要素が多いものであると考えられる。これらに対し、例えば専門家と保育士らの会話分析等の言語学的手法による追究など、あるいは専門知識や立場をこえた「対話」のあり方の追究など、保育・教育に関する分野のみならず、領域横断的な研究が新たな視点を切り開くのではないかと考えられる。子どもに対する対症療法的な助言にとどまるのではなく、保育におけるコンサルテーションの場がよりよく機能するために、さまざまな領域の知見を統合し学際的な検討を行う必要がある。

2つ目として、今後の子どもや家庭の多様化に対応できるコンサルテーションのあり方の追究である。子どもをとりまく状況はさらに多様になり、そして子どもの多様化もさらに進むことが予想される。保育現場では、明確な障害名がついている子どもに加えて、保育者にとって「気になる」要素を持つ子どもが、今後さまざまなかたちで現れうると考えられる。「気になる」子どもの「気になる」部分に相当するものは、時代の変容と共に変化するものである。これは、何が「障害」であるかは時代の変化によって概念が変わることと同じである。ゆえに、発達障害や「気になる」兆候を、単なる保育者の保育に関するまなざしの課題としてとらえるのではない解決方法が重要である。保育者にとっての子どもの「気になる」点が、子どもからの何らかの発達の契機としてとらえられるような観点を獲得できるようなコンサルテーションのあり方が、今後の保育現場により求められると考えられる。

また、子どもの多様化は家庭環境の多様化とほぼ同義であることから、同時に家庭のあり方や保護者の特性の多様化も一層進んでいくことが予想される。筆者のこれまでのコンサルテーションの経験において、子どもの「気になる」点を保護者にどう伝えるかがしばしば難しさとして挙げられることがあったが、その中でも特に間接的支援を要したのは保護者自身が精神疾患や発達・知的障害の傾向を有する場合であった。保育者から保護者への意図の伝達の難しさは先行研究でも既に指摘されているが(久保山ら、2009ほか)、子どもと保護者の双方を支援したコンサルテーションの事例は非常に少ない。こうした追究を重ねることが

今後の課題である。

最後に、子どもの多様化に際する幅広い価値観と、柔軟に対応しうる保育技術および援助技術を獲得できるような保育者の養成を、追究すべき課題として挙げておきたい。保育現場において初任者や経験の浅い保育者らがさまざまなニーズに寄り添いつつインクルーシブな保育・教育を展開できるよう、養成機関における教授法の検討が肝要である。筆者は別稿にて特別支援教育に関する教授における体験的な学習のあり方について考察したが(打浪、2017)、今後、養成段階においてより柔軟な思考力、そして子どもや家庭の多様性に対応できる価値観を身につけられるよう、能動的な学びのあり方がさらに追究されるべきである。

参考文献

- 阿部美穂子 (2015) 「気になる子どもの変容を促す問題解決志向性コンサルテーションの効果に関する実践的研究」『保育学研究』53 (1)、32-63.
- 打浪文子 (2017) 「保育学生への『特別支援教育』の教授法に関する検討」『淑徳大学短期大学部研究紀要』56、31-44.
- 久保山茂樹・斎藤由美子・西牧健吾・當島茂登・藤井茂樹・滝川国芳 (2009) 『『気になる子ども』『気になる保護者』についての保育者の意識と対応に関する調査』『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』36、55-75.
- 重松孝治 (2014) 「障害児保育における技術向上を目指したコンサルテーションの実践」『川崎医療短期大学紀要』34、47-51.
- 全国保育協議会 (2017) 『全国保育協議会一会員の実態調査報告書2016-』社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 中山智哉 (2015) 「保育現場における『気になる』子どもに関する研究動向と展望 ―子どもの保育、保護者支援、保育者支援の視点から―」『九州女子大学紀要』52 (1)、1-16.
- 中山政弘・伊達あゆみ・牧 正興 (2016) 「障害児保育におけるコンサルテーションの意義について」『福岡女学院大学紀要』17、51-59.
- 西野泰広ほか (1986) 『ちょっと気になる子どもたち ―保育・教育現場の臨床心理―』福村出版
- 浜谷直人 (2002) 「保育におけるコンサルテーションとは何か」東京発達相談研究会・浜谷直人編『保育を支援する発達臨床コンサルテーション』ミネルヴァ書房、11-23.
- 浜谷直人 (2016) 「子どもの保育の物語と巡回相談 ―過去・現在・未来―」浜谷直人・深山岳編著『子どもと保育者の物語によりそう巡回相談』ミネルヴァ書房、1-26.
- 藤井千愛・小林真・張間誠紗 (2010) 「保育園における“気になる子ども(特別なニーズを有する子ども)”への特別支援保育 ―広汎性発達障害が疑われる男児の事例研究』『富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要 教育実践研究』5、131-139.
- 8 藤井和枝 (2015) 「保育巡回相談におけるコンサルテーションの進め方」『浦和論叢』53、49-68.
- 本郷一夫 (2010) 「第1章『気になる』子どもの理解と保育」本郷一夫編著『『気になる』子どもの保育と保護者支援』建帛社、2-11.
- 本荘明子 (2012) 「『気になる』子どもをめぐる研究動向」『愛知教育大学幼児教育研究』16、67-75.
- 三山岳 (2012) 「障害児保育における巡回相談の歴史と今後の課題」『京都橘大学研究紀要』39、206-185.

- 横山文樹 (2016) 「保育における『援助』について —『気になる子ども』に焦点をあてて—」『学苑・初等教育学科紀要』908、25-39.
- 若山飛鳥 (2017) 「『気になる』子ども研究の展開 — 1982年から2016年まで—」『武庫川女子大学大学院教育学研究論集』12、57-62.